



青森県報

第二千三百二十三号

平成十四年六月十二日 (水曜日)

目次

訓令

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
..... (地方労働委員会事務局) 一

告示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定
..... (高齢福祉保険課) 一

介護保険法による居宅介護支援事業者の指定
..... (同) 二

公告

大規模小売店舗の変更の届出
..... (経営振興課) 二

右 同 (同) 三

訓

令

青森県訓令甲第三十五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
地方労働委員会事務局

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年六月十二日

青森県知事 木 村 守 男

青森県地方労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県地方労働委員会事務局処務規程 (昭和三十二年六月青森県訓令甲第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「事務局に次長を、」を削る。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条から第十四条までを一条ずつ繰り上げる。

第十五条中「次長が、局長及び次長が共に不在のときは」を削り、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とし、第十七条を第十六条とする。

第十八条中「次長」を削り、同条を第十七条とし、第十九条から第二十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

告

示

青森県告示第三百三三号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年六月十二日

青森県知事 木村 守 男

社会福祉法人向明会	社会福祉法人奥津軽会	社会福祉法人奥津軽会	医療法人仙知会	有限会社掛端呉服店	有限会社オースティール	医療法人仁泉会	有限会社くろいし介護	ひまわり福祉生活協同組合	名称 氏名 又	指定居宅サービス事業者 主たる事務所 又は住所 所在地
北津軽郡中里大字尾別字小谷一八	北津軽郡中里大字八幡三三二の三	北津軽郡中里大字八幡三三二の三	中津軽郡岩木町大字高屋字四宮四八〇の四	三戸郡名川町大字平字広場二五の一七	八戸市内丸二丁目二の一	八戸市大字尻内町字直田八一	黒石市青山一三八の二	八戸市内丸三丁目五の三九 ライオンズマ ンション内丸 一〇一〇号	又	指定居宅サービス事業者 種類
通所介護	痴呆対応生活介護	通所介護	痴呆対応生活介護	福祉用具貸与	福祉用具貸与	通所介護	訪問介護	特定施設入所者生活介護	名称	行居宅サービス事業所
デイサービスやすらぎの里	グループホーム八幡荘	デイサービスセンターステンター八幡荘	グループホームみじ	有限会社掛端呉服店	中村介護保険サービス	デイサービスおいらせ	くろいし介護センター	戸「ひまわりの家」	所在地	所在地
北津軽郡中里大字尾別字小谷一八	北津軽郡中里大字八幡三三二の三	北津軽郡中里大字八幡三三二の三	弘前市大字高杉字五反田七三の七	三戸郡名川町大字平字広場二五の一七	八戸市内丸二丁目二の一	上北郡十和田湖町大字奥瀬字中平一五五	黒石市青山一三八の二	八戸市江陽三丁目一三の三	年月日	年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四・五三	〃	平成 一四・五七	〃	〃

社会福祉法人向明会	北津軽郡中里大字尾別字小谷一八	痴呆対応生活介護	グループホームやすらぎの里	北津軽郡中里大字尾別字小谷一八	〃
-----------	-----------------	----------	---------------	-----------------	---

青森県告示第三百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次とおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年六月十二日

青森県知事 木村 守 男

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	指定年月日
有限会社くろいし介護	有限会社くろいし介護	黒石市青山一三三の二	くろいし介護	ケアプランセンターピース	黒石市青山一三三の二	平成 一四・五七
有限会社ベール	有限会社ベール	八戸市高州二丁目五の一四	サンライズ居宅介護支援センター	サンライズ居宅介護支援センター	八戸市高州二丁目五の一四	一四・五三
社会福祉法人七戸福祉会	社会福祉法人七戸福祉会	上北郡七戸町字太田野一九の四	城南居宅介護支援センター	城南居宅介護支援センター	上北郡七戸町字太田野一九の四	〃

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による

大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
城東ショッピングセンター
弘前市城東中央一丁目二の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦
 - 2 河合とみ
弘前市城東三丁目二の二
 - 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社
秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五
代表取締役 原田昭彦
 - 四 変更しようとする事項

大規模小売店舗の名称及び所在地	大規模小売店舗の営業時間	変更前	変更後	変更年月日
城東ショッピングセンター 弘前市城東中央一丁目二の二外	開設日 平成十四年六月十二日 営業時間 午前八時三十分～午後八時三十分	開設時刻 午前八時三十分 閉店時刻 午後八時三十分	開設時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時	平成十四年六月十二日

五 届出年月日

平成十四年五月三十一日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十四年六月十二日から同年十月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十四年十月十二日

2 提出先

青森県商工観光労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第七項の規定により、同法第五条第一項の規定による届出をした者から当該届出の変更の届出があつたので、同法第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月十二日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
東青森駅構内商業施設
青森市大字田屋敷字増田一六の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一
代表取締役 伊藤直彦
- 三 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運用方法及び係属事項	駐車の場の出入口の位置	変 更 前	変 更 後
		出入口三か所、入口一か所	出入口三か所

四 届出年月日

平成十四年五月三十一日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年六月十二日から同年十月十二日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで
ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭